

道路管理事務の生産性向上 ～道路台帳のインターネット公開～



静岡県 交通基盤部

平成31年2月



「工事中」がみらいをつくる！ どぼくってオモシロイ！
静岡県 交通基盤部



道路台帳の利用

道路台帳とは

- ☑ 道路法第28条により作成、保管の義務
- ☑ 道路管理に必要な道路の区域や構造等を示す **調書** と **図面**
(静岡県管理:241路線、2784km)

ブロック	1	2	3		
区間延長	855.4	1674.5	577.0		
ユニット番号	1~30	1~53	1~14		



占用平面図(1B 1~10U)

公図写し(1B 1~10U)

幅員図(1B 1~10U)

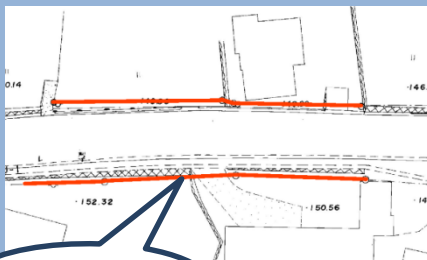
現況平面図(1B 1~10U)



道路台帳の利用

行政職員の利用は...

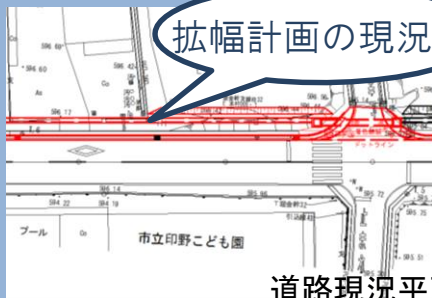
維持管理



区域の確認

道路現況平面図

道路計画



拡幅計画の現況図

道路現況平面図

交付税等の算定

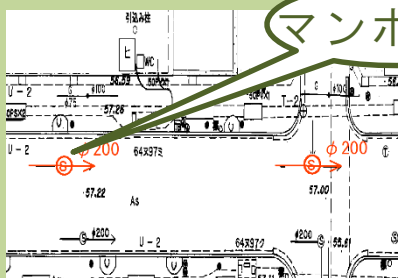
平成29年 道路施設現況調査要項

延長等の把握

区分	国道		小計	台帳	小計
	区間A	区間B			
道路面積	6,246,522	21,000	21,053,556	27,300,070	
橋りょう面積	278,552	5	511,136	789,660	
合計	6,525,074	21,502	21,564,692	28,089,730	
区分	区間A	区間B	小計	台帳	小計
道路延長	189,848	544,589	734,437	2,223,038	2,957,475
橋りょう延長	36,540	24,411	60,951	51,310	112,261
合計	226,388	569,000	795,388	2,274,348	3,069,736

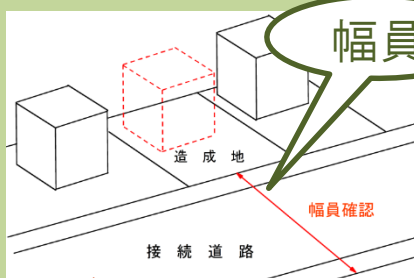
住民・事業者等の利用は...

地下埋設物の確認



マンホール

接続道路の確認



幅員

幅員確認

地図作成



基礎資料

開示請求は

約1,000件/年

問合せはさらに多い



「工事中」がみらいをつくる！ どぼくってオモシロイ！
静岡県交通基盤部



道路台帳の閲覧や開示の方法

閲覧方法

住民・事業者等

①窓口を訪問



④道路台帳(紙)の閲覧



⑤公文書開示請求



写しが欲しい

行政職員

②地図等(紙)で場所を確認



③道路台帳(紙)を探す



⑥決裁処理等開示手続き



「工事中」がみらいをつくる！ どぼくってオモシロイ！
静岡県交通基盤部



道路台帳の閲覧や開示の方法

閲覧方法への課題と対応

住民・事業者等の声

- ・ 遠方の情報収集が大変
- ・ 時間と費用が掛り過ぎる
- ・ 近年の高度情報化社会の時代の流れに合っていない

行政職員の声

- ・ 窓口対応に時間を要する

インターネットによる道路台帳の公開

- ☑ 移動時間と費用が不要
- ☑ いつでも情報収集可能

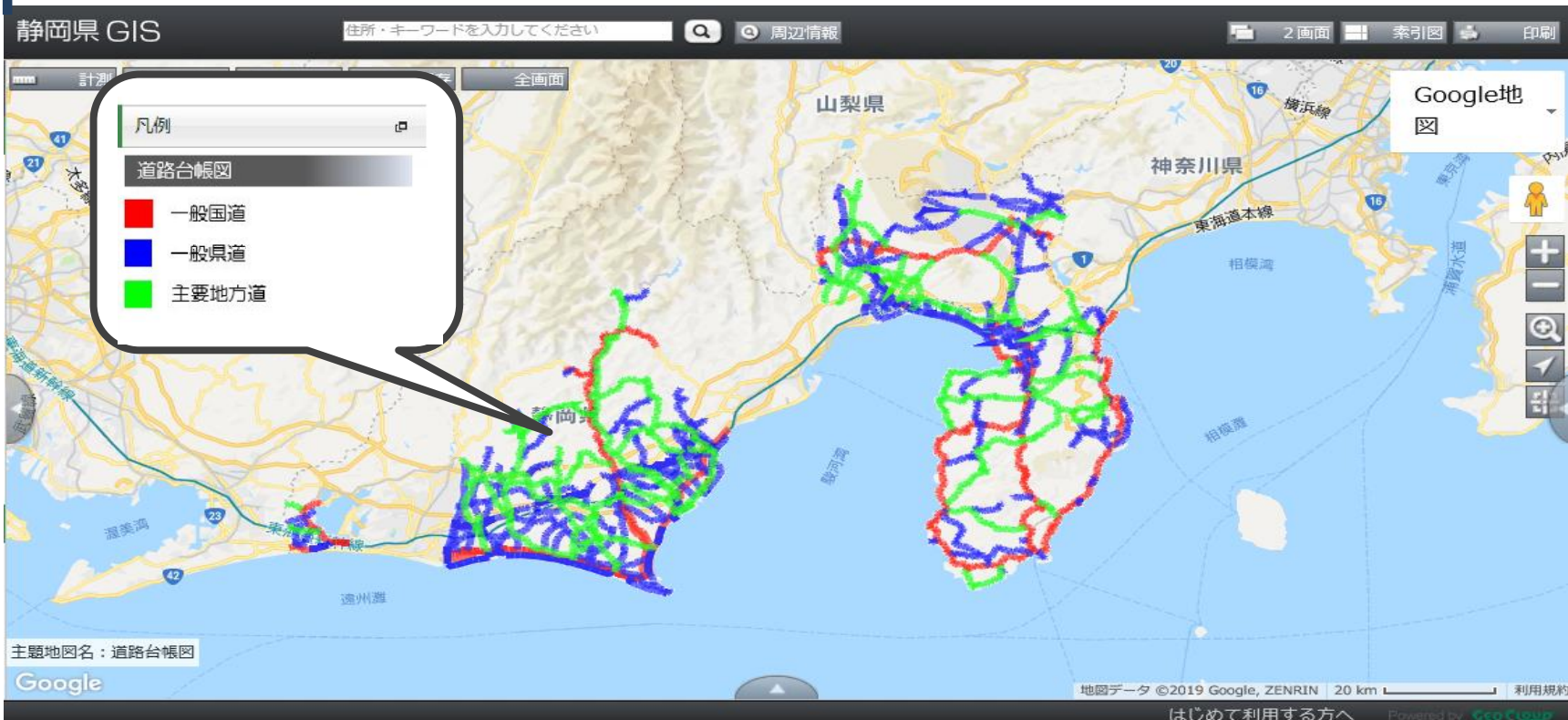
- ☑ 手続きの省力化による窓口対応時間の削減



道路台帳のインターネット公開（平成30年4月～）

開示方法

- ☑ 静岡県GIS上で公開(<https://gis.pref.shizuoka.jp/>)
- ☑ 管理する路線について、道路種別ごとに地図上で表示
- ☑ 図面(tiff)をダウンロードし閲覧



「工事中」がみらいをつくる！ どぼくってオモシロイ！
静岡県交通基盤部



道路台帳のインターネット公開による効果

インターネット公開の内容

- ☑ 現況平面図（占用平面図）
- ☑ 幅員図

H30.4月より公開

H30.11月より公開

インターネット公開前後の比較 （公文書開示請求）

請求内容	H29.4~H29.12	H30.4.~H30.12
現況平面図（占用平面図含む）	約490件	約350件
現況平面図 + 幅員図	約350件	約310件
幅員図	約20件	約40件

先行公開した現況平面図については、請求数が**約3割減少！！**



道路台帳のインターネット公開による効果

見込まれる効果

住民・事業者等は

パソコンでの作業のみ

利便性の向上

- ・窓口訪問は不要
- ・いつでも利用可能

行政職員は

窓口対応がなくなり、
来庁者対応も大幅に縮減

業務時間の短縮見込み
(年間約1,200時間)



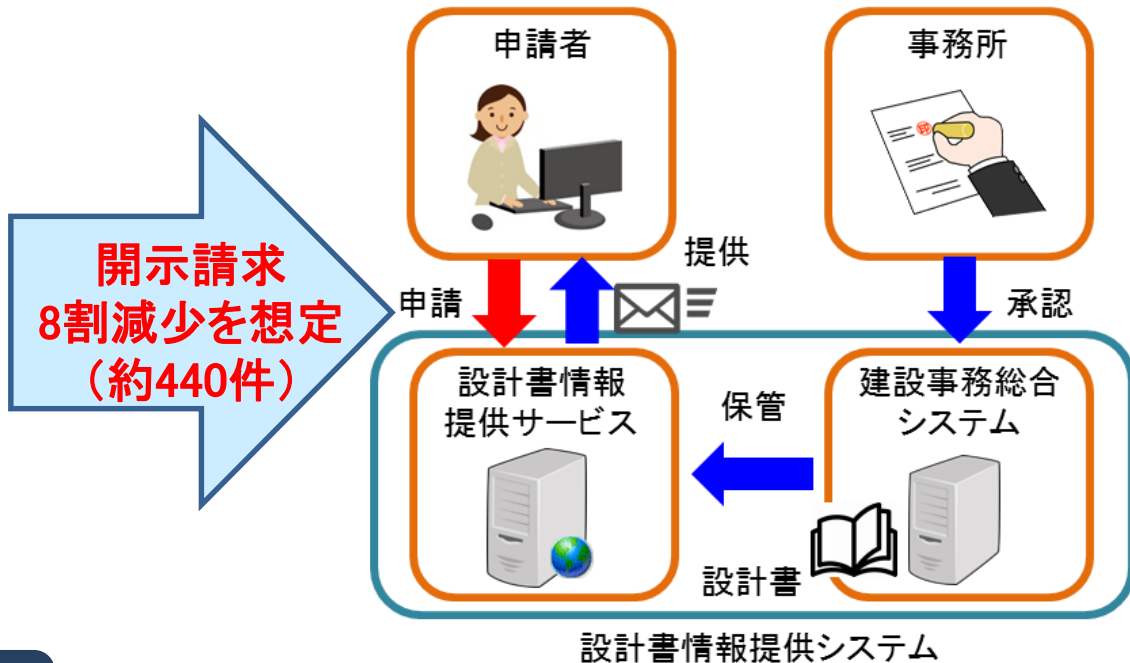
その他の取組(設計書データの開示請求への対応)

静岡県設計書情報提供システムの導入 (平成31年4月～)

【従来】



【構築後】



見込まれる効果

- ☑ 行政: 開示請求手続きに必要な事務処理が不要となり、事務負担が軽減。
- ☑ 住民: 設計書の迅速な提供、提供窓口への来庁及び費用負担等が不要となり、県民サービスの向上となる。